鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年９月24日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第44号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
くらしの安心推進課	略											
	五十七　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		18　同令第20条の規定により環境大臣が定める措置等の届出の受理等									○	総合事務所長
	五十八　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく事務	1　同法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査									○	総合事務所長
略												

改　正　前

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
くらしの安心推進課	略											
	五十七　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		18　同令第20条の規定により環境大臣が定める措置等の届出の受理等									○	総合事務所長
略												

附　則

この規則は、平成22年10月１日から施行する。